

各 位

会 社 名 株式会社 セキド
代表者名 代表取締役社長 関戸 正実
(コード番号 9878 東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 弓削 英昭
TEL. 03-6300-6335

「第61期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2023年5月26日公表の「第61期定時株主総会招集ご通知」について、訂正が必要となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には、下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

独立監査人の監査報告書に「その他の記載内容」を追加いたしました。

2. 訂正の内容

訂正箇所には、下線を付して表示しております。

50ページ

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

【訂正前】

(前略)

強調事項

重要な後発事象（連結子会社の解散と事業の譲受）に記載の通り、会社は2023年3月22日開催の取締役会において、子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議した旨の記載がある。

重要な後発事象（資本金の額の減少）に記載の通り、会社は2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日開催の第61期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

(後略)

【訂正後】

(前略)

強調事項

1. 重要な後発事象（連結子会社の解散と事業の譲受）に記載の通り、会社は2023年3月22日開催の取締役会において、子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議した旨の記載がある。

2. 重要な後発事象（資本金の額の減少）に記載の通り、会社は2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日開催の第61期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
(後略)

53ページ

計算書類に係る会計監査報告
独立監査人の監査報告書

【訂正前】

(前略)

強調事項

重要な後発事象（連結子会社の解散と事業の譲受）に記載の通り、会社は2023年3月22日開催の取締役会において、子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議した旨の記載がある。

重要な後発事象（資本金の額の減少）に記載の通り、会社は2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日開催の第61期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

—
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
(後略)

【訂正後】

(前略)

強調事項

1. 重要な後発事象（連結子会社の解散と事業の譲受）に記載の通り、会社は2023年3月22日開催の取締役会において、子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議した旨の記載がある。

2. 重要な後発事象（資本金の額の減少）に記載の通り、会社は2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日開催の第61期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

—
その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
(後略)

以上